

食品安全委員会（第1020回会合）議事概要

日 時：令和8年3月31日（火） 14：00～15：10

場 所：食品安全委員会第一会議室

出席者：祖父江委員長ほか6名出席

傍聴者：一般16名

（1）食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

・微生物・ウイルス 2案件

家畜伝染病予防法第2条第1項に係る政令の改正及び同法第62条第1項に係る政令の廃止
と畜場法施行規則の一部改正

→農林水産省及び厚生労働省から説明。

本件については、ランピースキン病を家畜伝染病予防法第2条第1項の家畜伝染病に追加するという法改正に伴い、同病の家畜の種類を家畜伝染病予防法施行令第1条の表に規定すること及びランピースキン病を家畜伝染病予防法第62条第1項の疾病の種類として指定する等の政令を法改正の施行と同時に廃止するというもので、同法の改正に伴う形式的な改正であり、対象となる家畜の疾病、ランピースキン病については、人には感染しないとされ、令和6年3月に公表した、食品安全委員会動物用医薬品評価書、ランピースキン病生ワクチンを接種した牛に由来する食品の安全性において、ランピースキン病ウイルスは人獣共通感染症の病原体ではなく、人へは伝播しないと結論づけられていることから、当該家畜の疾病に由来する人への健康への悪影響があるとは考えられない。

また、ランピースキン病を家畜伝染病予防法第2条第1項の家畜伝染病に追加するという法改正に伴い、と畜場法第14条第6項第2号に基づき、と畜場法施行規則別表3で規定されるランピースキン病を削除する必要があるというもので、同法の改正に伴う形式的な改正であるものである。

このため、農林水産省及び厚生労働省からの照会のとおり、食品安全基本法第11条第1項第1号の「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当するものとし、リスク管理機関（農林水産省及び厚生労働省）に回答することとなった。

・飼料添加物 1案件

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の6及び8の改正

→農林水産省から説明。

本件については、アルギン酸ナトリウムの規格において、品質を確保することを目的に定められた強熱残分の規格を現物の測定値による規定から乾燥物換算した値による規定に改正するとともに、強熱残分の試験法を改正するものである。その他の規格及び基準の改正は伴わず、人の健康に影響を及ぼさないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当するものとし、リスク管理機関（農林水産省）に回答することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・飼料添加物 1案件

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の改正（アンプロリウム・エトパベート及びアンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン）

→農林水産省から説明。

本件については、飼料添加物「アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン」については、飼料添加物としての指定の取消しに伴いその基準及び規格を廃止するものであり、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

また、飼料添加物「アンプロリウム・エトパベート」については、エトパベートに係る基準及び規格を廃止するものであり、アンプロリウムに係る基準及び規格は変更されず、飼料添加物として使用されている実態において人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。

このため、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するものとし、リスク管理機関（農林水産省）に回答することとなった。

・遺伝子組換え食品等 2品目

除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ DBN9004 系統（食品）

→消費者庁から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ DBN9004 系統（飼料）

→農林水産省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

(3) 農薬第二専門調査会における審議結果について

- ・「フェンメゾジチアズ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第二専門調査会に依頼することとなった。

(4) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「たん白質の加水分解により製造された塩酸L-ヒスチジンを原体とする飼料添加物」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の春日委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・遺伝子組換え食品等「RFE8922株を利用して生産されたりボフラビン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「RFE8922株を利用して生産されたりボフラビン」については「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づき、導入遺伝子の供与体、導入される塩基配列が明らかであること等の導入遺伝子の安全性、導入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性等について確認した結果、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかった。

以上のことから、「RFE8922株を利用して生産されたりボフラビン」は、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

(6) 令和8年度食品安全委員会運営計画(案)について

→事務局から説明。

本件については、案のとおり決定された。